

⑦ 元史兵志站赤篇には、この記事を翌延祐五年十月の條に收めてあるが、思ふにこれは偶然の誤に外ならぬ。

⑧ 永樂大典站字下所收元典章の皇慶元年七月中書省の咨を參照。

⑨ 元史兵志站赤篇には、この年正月のこととしてこの文を載せてある。

⑩ 站戸中にまた馬站戸、車站戸、牛站戸等のあつたことは、經世大典一、中統四年五月十七日の聖旨にも見え、元史兵志站赤篇にもその大意を採録してある。

⑪ 近くペリオ氏の此の語に對する考が通報一九三〇年第一號第三七—三八頁に於いて發表されたのを知つた。類語を諸種の典據に求めた精細な研究で感服の外ない。首思を蒙古語 *susun* にあて、*rations* と解することに於ては余の解釋と異らぬ。詳しく氏の考を紹介することは茲には避ける。

六 急 遞 鋪

こゝに驛站と關聯して論述を試みたいのは元代の急遞鋪。至元九年からは公けには通遠鋪と稱したの制度である。站と急遞鋪との兩制度が類似の目的を有することは元史のこの兩篇に附した前序。實は經世大典のこれ等の兩門に附した前序といふべきであらうが、經世大典の急遞鋪に關する記事は今見るを得ないから致方ない次第である。|| 中の文字を比較して見ても明らかである。即ち前者には

蓋以通達邊情。布宣號令。古人所謂置郵而傳命。未有三重於此者焉。(元史兵志站赤)

と記され、後者にはその冒頭に、

古者置郵而傳命。示速也。元制設急遞鋪。以達四方文書之往來。其所繫至重。其立法蓋可考焉。(元史)